

令和2年度 法科大学院入学者選抜試験問題

民 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、3枚あります。すべての解答用紙に受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【民 法】

解答はすべて解答用紙の所定欄に記入しなさい。

第1問

次の各小問の文章は、最高裁判決の文章の一部である。各小問の（ ）に入る言葉を答えなさい。
なお、同一の小問のなかに（ ）が複数ある場合には、同じ言葉が入るものとする。

(各4点×10問)

(1)「意思表示における（ ）の錯誤が法律行為の要素に錯誤があるものとしてその無効を来すためには、その（ ）が相手方に表示されて法律行為の内容となり、もし錯誤がなかったならば表意者がその意思表示をしなかったであろうと認められる場合であることを要する。そして、（ ）は、たとえそれが表示されても、当事者の意思解釈上、それが法律行為の内容とされたものと認められない限り、表意者の意思表示に要素の錯誤はないと解するのが相当である」〔漢字2字〕

(2)「無権代理人が本人を相続した場合においては、自らした無権代理行為につき本人の資格において（ ）を拒絶する余地を認めるのは信義則に反するから、右無権代理行為は相続と共に当然有効となると解するのが相当であるけれども、本人が無権代理人を相続した場合は、これと同様に論ずることはできない。後者の場合においては、相続人たる本人が被相続人の無権代理行為の（ ）を拒絶しても、何ら信義に反するところはないから、被相続人の無権代理行為は一般に本人の相続により当然有効となるものではないと解するのが相当である」〔漢字2字〕

(3)「（ ）は、立木に関する法律の適用を受けない立木の物権変動の公示方法として是認されているものであるから、それは、登記に代るものとして第三者が容易に所有権を認識することができる手段で、しかも、第三者が利害関係を取得する当時にもそれだけの効果をもつて存在するものでなければならず、従つて、たとい権利の変動の際一旦（ ）が行われたとしても問題の生じた当時消失その他の事由で右にいう公示として働きをなさなくなつていれば（ ）ありとして当該第三者に対抗できないものといわなければならない」〔漢字4字〕

(4)「無権利者から動産の譲渡を受けた場合において、譲受人が民法一九二条によりその所有権を取得しうるためには、一般外観上従来の占有状態に変更を生ずるがごとき占有を取得することを要し、かかる状態に一般外観上変更を来さないいわゆる（ ）の方法による取得をもつては足りないものといわなければならない」〔漢字4字〕

(5)「（ ）は、特別の場合を除いては、物としての個性を有せず、単なる価値そのものと考えべきであり、価値は（ ）の所在に随伴するものであるから、（ ）の所有者は、特段の事情のないかぎり、その占有者と一致すると解すべきであり、また（ ）を現実支配して占有する者は、それをいかなる理由によつて取得したか、またその占有を正当づける権利を有するか否かに拘わりなく、価値の帰属者即ち（ ）の所有者とみるべきものである」〔漢字2字〕

(6) 「() 義務は、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般的に認められるべきものであつて、国と公務員との間においても別異に解すべき論拠はなく、公務員が前記の義務を安んじて誠実に履行するためには、国が、公務員に対し () 義務を負い、これを尽くすことが必要不可欠である。〔漢字 4 字〕

(7) 「重畳的債務引受がなされた場合には、反対に解すべき特段の事情のないかぎり、原債務者と引受人との関係について () 関係が生ずるものと解するのを相当とする」〔漢字 4 字〕

(8) 「() 変更の原則を適用するためには、契約締結後の () の変更が、当事者にとって予見することができず、かつ、当事者の責めに帰することのできない事由によって生じたものであることが必要であり、かつ、右の予見可能性や帰責事由の存否は、契約上の地位の譲渡があった場合においても、契約締結当時の契約当事者についてこれを判断すべきである」〔漢字 2 字〕

(9) 「母とその非嫡出子との間の親子関係は、原則として、母の () を俟たず、分娩の事実により当然発生すると解するのが相当である」〔漢字 2 字〕

(10) 「離婚に伴う財産分与は、民法七六八条三項の規定の趣旨に反して不相当に過大であり、財産分与に仮託してされた財産処分であると認めるに足りるような特段の事情のない限り、() とはならない」「そして、離婚に伴う財産分与として金銭の給付をする旨の合意がされた場合において、右特段の事情があるときは、不相当に過大な部分について、その限度において () として取り消されるべきものと解するのが相当である」〔漢字 4 字〕

第 2 問

次の各小問に答えなさい (それぞれ解答用紙の 10 行以内で記入すること)。

(1) 不動産物権変動における、「公示の原則」及び「公信の原則」について説明しなさい。

(配点 20 点)

(2) 契約解除に関する 2020 年 4 月 1 日施行の改正法 541 条及び 542 条につき、現行法の規定との違いを説明しなさい。

(配点 20 点)

第 3 問

A は、青信号に従って横断歩道を渡っているときに、赤信号に気づかずに進入してきた B の運転する自動車にはねられて負傷した。この事実関係を前提にして、次の各小問に答えなさい (各小問は相互に独立の問題である。なお、自動車損害賠償保障法及び保険については考えなくてよい)。

(1) 22歳の大学生であったAは、この事故の後遺症として、終身にわたり常時介護を要する状態になった。AはBを被告にして、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。第1審では、①67歳までの逸失利益、②平均余命までの介護費用を含めて、損害賠償請求が認められた。Bが控訴して控訴審の審理が行われている途中で、Aは川遊びの行楽に出かけた先で溺れて死亡した(本件交通事故とその溺死との間には因果関係がないものとする)。

Bは、Aの死亡後の期間については、上記①(逸失利益)および、②(介護費用)の損害賠償は認めないのが相当であると主張している。この点についてどのように考えたらよいかを検討しなさい。

(配点20点)

(2) 35歳の公務員であったAは、この事故の結果、右下肢にしびれなどの神経症状が残り、「局部に神経症状を残すもの」(身体障害等級14級(労働能力喪失率5%)に相当)という後遺症認定を受けた。Aは、この神経症状のため多少苦労はしているものの公務員として以前と同様の仕事をこなしており、いまのところくに収入の減少があるわけではない。AがBに対して、この後遺症に基づく逸失利益の損害賠償を求めることができるかについて、検討しなさい。

(配点20点)

以上